

政令第 号

過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八号）の施行に伴い、並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項、第十二条第一項第二十三号及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同条第五項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 法第二条第一項第三号に該当する市町村にあつては、四十億円

第一条第三項に次の一号を加える。

三 前項第三号の市町村にあつては、平成二十四年度の公営競技に係る収入の額

第二条中「含む。」を「含む。以下この条において同じ。」、第二号及び第三号」に、「同号」を「同項各号」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。

この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」とあるのは「第二条第一項第三号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十二年度から平成二十四年度まで」と、第二項中「第二条第一項第一号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第三号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第三号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。

この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成二十三年四月一日」と、「第二条第

一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第三号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十二年度から平成二十四年度まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十年十月二日」と、「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和六十年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）」とあるのは「平成二十二年の人口」と読み替えるものとする。

第六条第二項第一号中「集落と公共施設」を「公共施設と」に改め、同項第二号中「公共施設」を「公共施設と」に改め、同条第四項中「第十二条第一項第十六号」を「第十二条第一項第二十一号」に改め、同条第五項中「第十二条第一項第十七号」を「第十二条第一項第二十二号」に改め、同条第六項中「第十二条第一項第十八号」を「第十二条第一項第二十三号」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第二号から第九号

までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）

二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道

附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに追加された過疎地域の要件に係る数値の算定方法を定める等の必要があるからである。